

白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成29年3月14日

白浜町要綱第7号

改正 平成30年7月31日白浜町要綱第25号

平成30年9月28日白浜町要綱第32号

令和元年9月27日白浜町要綱第35号

令和3年3月31日白浜町要綱第18号

令和6年3月30日白浜町要綱第37号

令和6年5月29日白浜町要綱第41号

令和7年3月30日白浜町要綱第30号

令和8年5月27日白浜町要綱第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第15条の45の3第2項に基づき、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第3号に規定する市町村が定める基準により算定した費用の額（以下「第1号事業支給費」という。）及び同号に規定する市町村が定める割合（以下「第1号事業支給費割合」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定相当訪問型サービス 省令第140条の63の6第1号イで規定する基準により実施するサービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービス。）

(2) 指定相当通所型サービス 省令第140条の63の6第1号イで規定する基準により実施するサービス（旧介護予防通所介護に相当するサービス。）

（第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額）

第3条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に10円を乗じて算定するものとする。この場合において、第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち、指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスに要する第1号事業支給費の額については、別表第1に掲げるもののほか、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定

に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月１７日老計発第０３１７００１号・老振発第０３１７００１号・老老発第０３１７００１号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に定める規定の例による。

（第１号介護予防支援事業に要する第１号事業支給費の額）

第４条 第１号介護予防支援事業に要する第１号事業支給費の額は、別表第２に定める単位数に１０円を乗じて算定するものとする。この場合において、第１号介護予防支援事業のうち、介護予防ケアマネジメントＡに要する第１号事業支給費の額については、別表第２に掲げるもののほか、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２９号）に定める規定の例による。

（第１号事業支給費割合）

第５条 第１号事業支給費割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 第１号訪問事業及び第１号通所事業 １００分の９０

(2) 第１号介護予防支援事業 １００分の１００

２ 法第５９条の２第１項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第１号事業支給費について前項第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１００分の９０」とあるのは「１００分の８０」とする。

３ 法第５９条の２第２項に規定する同条第１項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第１号事業支給費について第１項第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１００分の９０」とあるのは「１００分の７０」とする。

（端数処理）

第６条 第１号事業支給費を算定した場合において、その金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業支給費の額等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱第５条の規定は、この要綱の施行の日以降に居宅要支援被保険者等が受けた指定第１号事業に係る第１号事業支給費の支給について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第１号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以降に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号

事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1の規定は、この要綱の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1の規定は、この要綱の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の白浜町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業等に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱別表第1の規定は、この要綱の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額について適用し、同日前に受けた居宅要支援被保険者等が受けた指定第1号事業に係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

第1号訪問事業及び第1号通所事業単位表

1 指定相当訪問型サービス

- (1) 訪問型独自サービス 21 287単位
(標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合)
- (2) 訪問型独自サービス 22 179単位
(生活援助が中心である場合で所用時間20分以上45分未満の場合)
- (3) 訪問型独自サービス 23 220単位
(生活援助が中心である場合で所用時間45分以上の場合)
- (4) 訪問型独自短時間サービス 163単位
(主に身体介護を行う場合、1月につき22回まで算定可能)
- (5) 初回加算 200単位（1月につき）
- (6) 生活機能向上連携加算
 - ① 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）
 - ② 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）
- (7) 口腔連携強化加算 50単位（1月に1回を限度）
- (8) 介護職員等処遇改善加算
 - ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ $+ \text{所定単位} \times 270 / 1000$
 - ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ $+ \text{所定単位} \times 287 / 1000$
 - ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ $+ \text{所定単位} \times 249 / 1000$
 - ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ $+ \text{所定単位} \times 266 / 1000$
 - ⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） $+ \text{所定単位} \times 207 / 1000$
 - ⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） $+ \text{所定単位} \times 170 / 1000$

注1 利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第4条第1項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定相当訪問型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 (1)から(4)については、1月につき、3, 727単位の範囲で所定単位数を算定する。

注3 (2)及び(3)については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計

画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注4 (4)について、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注5 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において(1)及び(4)を算定しない。

注6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注8 (1)から(4)までについて、指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上に居住する建物に居住する利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定相当訪問型サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注9 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定相当訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注10 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である指定相当訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 1 1 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている場合は、指定相当訪問型サービス費は、算定しない。

注 1 2 指定相当訪問型サービス事業所において、新規に指定相当訪問型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第 3 9 条第 2 号に規定する介護予防訪問介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（旧指定介護予防サービス基準第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

注 1 3 (6)の①について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第 7 9 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第 1 1 7 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が 2 0 0 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注 2 において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

(6)の②について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第 7 8 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第 1 1 6 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(6)の①を算定している場合は、算定しない。

注 1 4 (7)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、田辺市長に対して届出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用所の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第 2 項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第 1 号介護予防支援事業（法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として 1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。

注 1 5 (8)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして田辺市長に届け出た指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。

2 指定相当通所型サービス（1 回につき）

(1) 通所型サービス費

- ① 事業対象者・要支援 1 4 3 6 単位（1 月につき 4 回まで）
- ② 事業対象者・要支援 2 4 4 7 単位（1 月につき 5 回から 8 回まで）

(2) 生活機能向上グループ活動加算 1 0 0 単位（1 月につき）

(3) 若年性認知症利用者受入加算 2 4 0 単位（1 月につき）

(4) 栄養アセスメント加算 5 0 単位（1 月につき）

(5) 栄養改善加算 2 0 0 単位（1 月につき）

(6) 口腔機能向上加算

- ① 口腔機能向上加算（Ⅰ） 1 5 0 単位（1 月につき）
- ② 口腔機能向上加算（Ⅱ） 1 6 0 単位（1 月につき）

(7) 一体的サービス提供加算 4 8 0 単位（1 月につき）

(8) 事業所評価加算 1 2 0 単位（1 月につき）

(9) サービス提供体制強化加算

① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

- イ 事業対象者・要支援 1 8 8 単位（1 月につき）
- ロ 事業対象者・要支援 2 1 7 6 単位（1 月につき）

② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- イ 事業対象者・要支援 1 7 2 単位（1 月につき）
- ロ 事業対象者・要支援 2 1 4 4 単位（1 月につき）

③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

- イ 事業対象者・要支援 1 2 4 単位（1 月につき）
- ロ 事業対象者・要支援 2 4 8 単位（1 月につき）

(10) 生活機能向上連携加算

① 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位（1月につき）

※ 3月に1回を限度とする。

② 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位（1月につき）

(11) 口腔・栄養スクリーニング加算

① 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（1回につき）

※ 6月に1回を限度とする。

② 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（1回につき）

※ 6月に1回を限度とする。

(12) 科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）

(13) 介護職員等処遇改善加算

① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ $+ \text{所定単位} \times 111 / 1000$

② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ $+ \text{所定単位} \times 120 / 1000$

③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ $+ \text{所定単位} \times 109 / 1000$

④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ $+ \text{所定単位} \times 118 / 1000$

⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） $+ \text{所定単位} \times 99 / 1000$

⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） $+ \text{所定単位} \times 83 / 1000$

(14) 介護職員等処遇改善加算（利用定員が19人未満である場合）

① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ $+ \text{所定単位} \times 117 / 1000$

② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ $+ \text{所定単位} \times 127 / 1000$

③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ $+ \text{所定単位} \times 115 / 1000$

④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ $+ \text{所定単位} \times 125 / 1000$

⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） $+ \text{所定単位} \times 105 / 1000$

⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） $+ \text{所定単位} \times 89 / 1000$

注1 (1)について、看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、田辺市長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事業所（同条第1項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定相当通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 利用者が事業対象者（省令第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については①に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については②に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 (1)について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注4 (1)について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算す

る。

注 6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 7 (1)について、通所型サービス従業者（指定相当訪問型サービス等基準第 48 条第 1 項に規定する通所型サービス従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定相当通所型サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 8 (1)について、利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。

注 9 (1)について、指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、1 回につき 94 単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

注 10 (1)について、利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位（1 月につき 752 単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注 9 を算定している場合は、この限りでない。

注 11 (2)について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、田辺市長に対し、届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第 63 条第 2 号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること

。ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

注12 (3)について、受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして田辺市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注13 (4)について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、田辺市長に対し、届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注14において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

注14 (5)について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして田辺市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

注 1 5 (6)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして田辺市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び注 1 6 において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。

注 1 6 (7)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、田辺市長に対し届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(5)又は(6)を算定している場合は、算定しない。

注 1 7 (8)について別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして田辺市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の 1 月から 1 2 月までの期間（ハ若しくはヘの注に掲げる基準又はトの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして田辺市長に届け出た年においては、届出の日から同年 1 2 月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。

注 1 8 (9)について別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして田辺市長に届け出た通所型サービス事業所が利用者に対し通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて 1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注 1 9 (10)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして田辺市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、①については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、②については 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。

注 2 0 (11)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1 回につき区分に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

注 2 1 (12)について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして田辺市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定相当通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

注 2 2 (13)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして田辺市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。

注 2 3 (14)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして田辺市長に届け出た指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを（利用定員が19人未満である場合に限る。）行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。

別表第2（第4条関係）

第1号介護予防ケアマネジメント事業単位表

1 介護予防ケアマネジメント費

(1) 介護予防ケアマネジメント費 442単位（1月につき）

(2) 初回加算 300単位（1月につき）

(3) 委託連携加算 300単位

(4) 介護職員等処遇改善加算 $+ \text{所定単位} \times 21 / 1000$

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 住所地特例による財政調整においては、1件あたり442単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に442単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。

注 4 (4)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の

改善等を実施しているものとして田辺市長に届け出た介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、(1)から(3)までにより算定した所定単位数に加算する。